

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令について  
(再就職情報の届出関連)

1 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「省令」という。）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

現在、省令第65条の14に規定する防衛大臣への事後の届出を要しない報酬額については、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額（65万円）及び同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額（38万円）の合計額（103万円）としている。

今般、改正法の施行に伴い、所得税法第86条第1項が合計所得金額別に項が細分化されることから、省令第65条の14において引用する条項を改めるもの。

※ 現行の防衛大臣への当該届出を要しない報酬額は、旧所得税法第28条第3項第1号に規定する給与所得控除額に相当する金額（65万円）及び同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額（38万円）の合計額（103万円）であるが、改正後の当該報酬額は、新所得税法第28条第3項第1号に規定する給与所得控除額に相当する金額（55万円）及び同法第86条第1項第1号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額（48万円）の合計額（103万円）となり、事実上、当該報酬額自体に変更はない。

3 意見公募手続きを実施せずに改定した理由

今回の改正は、内閣官房が意見公募手続きを実施して定めた職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正と実質的に同一の改正であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第5号に該当するため意見公募を実施しませんでした。

4 施行日

令和2年1月1日（改正法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日）